

一代要記について

——東山御文庫本を中心として——

今 江 広 道

は し が き

一代要記と云うのは、所謂「年代記」の一種で、刊本としては^{改定}史籍集覽第一冊に収められている。同書によれば、その記載事項は、天皇御一代毎に先ず帝号を掲げ、その上下に御代数及び漢家年代を小書し、次に天皇の御諱、御父母・御誕生より崩御に至る御略歴及び御治世中の大事を記す。尋いで上皇・皇太子・後宮・前後・齋宮・齋院及び摂政・関白・大臣・大將・大納言・中納言・檢非違使別当・参議・藏人頭・前官・非参議の各欄を設け、それぞれ該当の人名を書き連ね、その人の経歴等を小書し、最後に皇子（場合によつてはその子孫まで）・皇女の欄を設けて、該当の御方を記すものである。⁽¹⁾

本書の解題としては、高松藩編纂の歴朝要紀に見えるものと、井上頼圀の「一代要記」と題する一篇（「巳亥叢説上」所収）があるのみである。

先づ前者は、その「修歴朝要紀例」⁽²⁾の初条に

一代要記不知作者、上自神武天皇下至花園天皇止、其在位之間大事必

記注、其詳体如日曆、係皇后及妃嬪皇子皇女多寡、且記三公九卿補任年月、使欲考前朝事者便於搜索

とあるもので、特に一代要記の始めを神武天皇としている事が注意される。

次に頼圀の述べる処を要約すると

(1) 先掲の「修歴朝要紀例」中に「上自神武天皇」⁽³⁾とあるが、「世間流布の本は景行天皇記の残欠よりと（塙本）、または允恭天皇の記（水戸本以下の諸本同）より始」まっているものがある。しかし水戸本より記事の多い塙本でも巻首が欠けており、景行天皇以前もあつた筈だから、考信閣には神武天皇より始まる本があつたのだらう。

(2) 季連宿禰記元祿八年八月八日の記事に

此記奥端断絶、仍外題不知之処、水戸中納言殿光圀卿令写給、彼卿被名一代要記之由、或人所語也、不知其実

とある如く、一代要記の名は光圀が命じたものであらう。

(3) 一代要記を一条兼良の撰とする説があるが、それは「年立抄」と混同した説である。

(4) 一代要記の略本に「世々秘覧」と云う書がある。

等である。而して此より後に刊行された国書解題や歴史辞典の類は、大概この両書を基としており、頼圀以後特に本書を取りあげたもののあるを聞かない。

昭和二十九年秋の東山御文庫曝涼の際、当書陵部で調査した書籍の中に一代要記の古写本があり、諸写本の祖本ではないかと考えられるものであった。更にその調査に際し参考にした当部所蔵の一本の中には、他の流布本に欠失した所の一部を存している事を知り得たので、ここに此の両本を紹介旁々気附いた点を述べて、頼圀の解題を補い、且つはこの誤れる点を正しておき度いと思う。

(註)

(1) 上皇以下の各欄は、該当者がなければ、勿論設けられていない。

なお叙述の都合上、帝号の欄を「帝号」、御諱以下を「御略歴」、御治世中の大事を「御事蹟」、上皇以下の各欄は「上皇」「皇太子」等と記し、又摂政以下非参議までを一括する場合には官職部と称し、又或る天皇御一代の記全部を指す場合には某天皇条と称する事にする。

(2) 「歴朝要紀」は、高松藩主松平頼恕が、一代要記の後を継がんとして同藩の史局考信閣に命じて編纂させたものである。ここに引用した一節は、当部所蔵の三本中の一本(函架番二六〇・七の五十四冊本)の第一冊にあり、他の二本(鷹七八及び五五三・四、共に二十三冊本)には見えない。歴朝要紀そのものについて検討していないのでよくわからないが、或いは前者は草稿本ではないかと思われる節がある。

(3) 頼圀はこれを「歴朝要紀の凡例」としているが、成稿本と思われる二十三冊本には別に「凡例」があり、それは「修歴朝要紀例」とは全く異なるも

のである。

但し二十三冊本の松平頼恕の序に
〔後醍醐天皇〕
從此以前、上自神武天皇、下至花園天皇、凡朝儀官爵之事、則略在一代要記有之
とあるから、一代要記が神武天皇より始まると云う考え方は、二十三冊本も五十四冊本も変らない。

(一) 東山御文庫本について

○流布本

東山御文庫本(以下「東山本」)の紹介を始めるに先立ち、流布本たる水戸本系統の諸本について一寸触れておき度い。

流布本は十冊本で、各冊に甲より癸に至る十千の集名を配しており、甲集の前に各冊の所載内容を帝号を以て記した目録がついている。その収める所は允恭天皇より花園天皇に至り、此の間、武烈・継体・安閑・敏達・用明の五天皇の部分を開いている。而して刊本には癸集の末尾に右一代要記十冊 作者不知誰人自 密々以水戸宰相^{光国}本写之校合了 金沢文庫出云々 〔一条兼朝〕 右大臣判 延宝第九二月四日

の奥書を存する。⁽³⁾ 諸写本を通覧すると、この奥書を有するものと有しないものとあるが、それは兎も角、刊本の形態のものが水戸宰相本＝頼圀の云う水戸本系統の本である事を知り得る。

水戸本系統の写本を、後述する東山本及び長沢本と比較する時、

(4) 十冊に分ち、各冊に十千を配している事

(四) 目錄を附している事

(ハ) 注文のある事⁽⁴⁾

(ニ) 按文のある事⁽⁵⁾

等が特徴的である。これ等の諸特徴は、次節以下で詳述する諸点と共に、水戸家に於て附加されたものと考えられる。此の点については第三章の註8を参照され度い。

○東山本

東山本は、縦約二十四糎、横約十四・五糎の粘葉装の四冊本で、用紙は雁皮、每冊題簽は「一代要記春」の如くで、春・夏・秋・冬を以て各冊に配している。

その収める所は、允恭天皇より花園天皇に至り、その間武烈・継体・安閑・敏達・用明の五帝を闕く事は流布本と同じである。これを

春 允恭——醍醐

夏 朱雀——高倉

秋 安德——後嵯峨

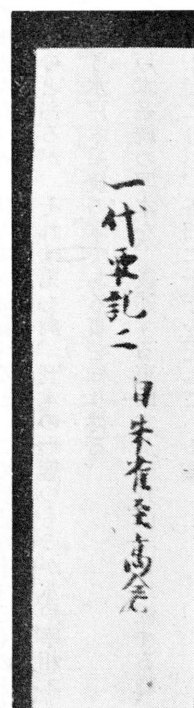
冬 後深草——花園

に分ち、春・秋両冊は首部を闕いている。而して夏・冬両冊にのみ表紙と本文との間にそれぞれ

一代要記二 自朱雀至高倉

一代要記四 自後深草至⁽⁶⁾（以下空白）

と題書した一紙がある（第一図）。この一紙が首部に闕失のない両冊にの



第一図

み存する事は、原との表紙ではないかと思う。若しこの考えが正しいとするならば、春・冬を冊の名称としたのは、春・秋両冊の首部闕失以後、現在の表紙が附けられてからで、それ以前は一―四と云うのが冊の名称であつた事になる。

本文は後述の如く鎌倉時代末期の書写、殆んど一筆であるが、後伏見天皇以後の次の部分のみ異筆である。

後伏見天皇条 御略歴より御事蹟に至る部分及び摂政より大將に至る部分

後二条天皇条 御略歴より御事蹟中の嘉元二年まで及び関白より大將に至る部分

花園天皇条 御事蹟中に異筆が混在し、又摂政及び関白の中の家平まで異筆

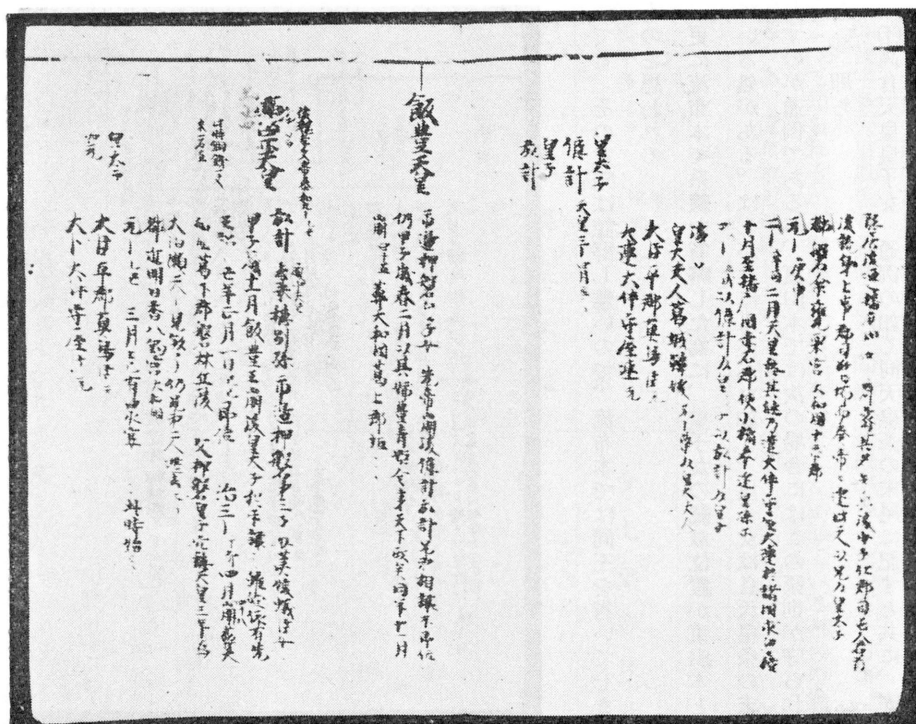
なお、本文と同筆で「イ」として校合した処があり、前後・後宮及び諸官の人名には黒の勾点⁽⁸⁾、御事蹟には朱の勾点を施した所がある。

○東山本と流布本との比較^(一)

次に東山本と流布本とを比較し、東山本の外見上の特徴について述べ

てみよう。

東山本と流布本とを比較した際、直ちに目に附く大きな相異点は、系

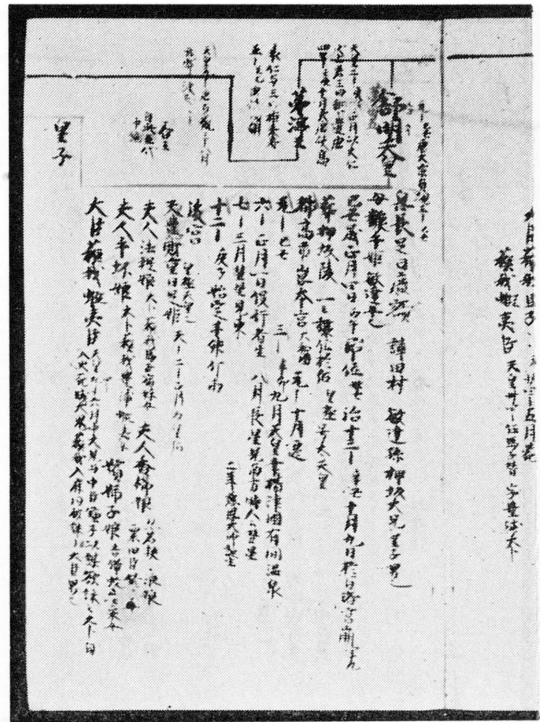


第二圖

線の有無と云う事である。即ち、東山本では、御歴代天皇を始め皇子・諸王に至るまで朱乃至黒の二色の系線によつて釣られており、一大皇室系図の観を呈している。流布本に於ては、皇子・皇女の項に纔かに系線を用いている箇所があるのみであるから、これは東山本の大きな特徴であらう。

系線を以て釣つてある東山本では、何等疑義を生じない所が、流布本では系線を省略した為に、事実を誤まつている処がある。即ち流布本では清寧天皇条の最後に、「皇女」として飯豊天皇を掲げているが、その誤である事は明かである。ところが東山本では、場所は清寧天皇条の後、顕宗天皇の前で、流布本と同じであるが、飯豊天皇及び顕宗・仁賢両天皇は同一系線で釣つてあり（第二図）、この系線は允恭天皇の先まで遡り得る（この先は、首部を欠く為明かでないが、市辺押磐皇子を経て、履仲天皇に至つていたのである事は誤なからう）。恐らくこれは流布本が系線を写さなかつた為、清寧天皇の皇女に当る処に位置する事になり、次いでこの位置から「皇女」の二字が書き加えられたものと考えられる。

又流布本では系線を写さなかつた為に、書写を省略したと思われるものに「茅渟王」がある。東山本では、舒明天皇条の頭書の間に、舒明天皇と茅渟王を並べて系線で釣り（第三図）、同王の下から延びた系線に皇極・孝德両天皇を釣つて、両天皇と舒明天皇との関係が一目で判る様になつている。ところが系線を写さなければ、舒明天皇と茅渟王が並んで



第三圖

いても、その意味は諒解し難いので、流布本では同王を省いてしまつたものと思われる。

更に流布本で系線を省略した為に、皇子女の記載位置が東山本と異つてゐる処がある。はしがきにも述べた如く、皇子女は各天皇条の末尾に記すのが通例であるが、東山本では次の場合にはこの原則が守られてゐない。即ち

- (イ) 高倉天皇皇子女 通例の如く同天皇条の末尾に記すと共に、安徳天皇条の末尾、即ち後鳥羽天皇条の前にも記している。これは恐らく後鳥羽天皇の御兄弟を判然たらしめ、且つは後堀河天皇を記す為で、

高倉天皇と安徳天皇と冊を異にした為の措置であらう。

- (ロ) 後深草天皇皇子女 元来は通例の如く同天皇条の末尾に記したが、後に(醍醐親王と記すべきを「伏見院」と)後宇多天皇条の末尾、即ち伏見天皇条の前に書移し、先に書いた方は擦消してゐる。

- (ハ) 後宇多天皇皇子女 通例と異り後伏見天皇条の末尾、後二条天皇条の前に記してゐる。(邦治親王とすべきを「後二条院」とし、又後醍醐天皇は「尊治親王」とのみ記す)

- (ニ) 後伏見天皇皇子女 伏見天皇「皇子」欄の胤仁親王(天皇)の下に系線で釣つてあるのみである。

- (ホ) 後二条天皇皇子女 上掲ハの後二条院の下に系線で釣つてあるのみである。

これ等は異例ではあるが、系線によつて誤る事はない。しかし系線のない流布本ではそのまゝ写すと(イ)の安徳天皇条末尾にあるものは同天皇の皇子女と誤る可能性があり、(ロ)(ハ)も同様であるから、(イ)は安徳天皇条の方は削り、(ロ)以下は通例の位置に移してゐる。或は形式を整える為もあつたであらうが、一つには系線の有無によつて生じた差異であらう。

次に東山本の書継ぎについて述べておき度い。流布本の記載内容から、一応書継ぎの行われた事はわかるのであるが、ここに特に書継ぎをとり挙げた理由は、当本によつて、流布本ではわからない書継ぎの過程の具体的な様子がよくわかり、その事は即ち当本が流布本の祖本である事を示すからである。

東山本が書継ぎを予定していた事は

(1) 第四冊(冬)の原表紙と思われるものに「自後深草至」とあるのみで、他の冊の如くその終りを記していない事

(2) 後宇多天皇以後の各欄と欄の間に、空白が多くなっている事

によつて知られるが、書継ぎの状態を一番よく示している帝号の欄を、参考の爲、流布本と対比して示せば次表の如くである。

	東山本	流布本
後宇多	〔異筆〕 「号後宇多院」 今上皇帝	今上皇帝 後宇多
伏見	伏見院天皇 (但し、もと「今上」乃至「当帝」とあつたものを擦消した上に書いた形跡あり)	伏見天皇
後伏見	〔異筆〕 「号後伏見院」 今上 〔異筆〕 「一皇」	今上皇帝
後二条	後二条院〔異筆〕 「天皇」	後二条天皇
花園	〔異筆〕 「号花園院」 当帝	当帝 花園

これによつて、各天皇の御代毎に書継がれている過程が具体的に知られると思う。⁽¹¹⁾この様に、東山本が書継ぎの状態をそのまゝ見せている事は写本でない事、少くとも流布本の祖本である事を示していると云えよう。

なお当本の書継ぎが何時まで続けられたかを究める事は、当本の書写年代を決定する事になり、又本書の(現在見る形になつた)成立年代を決定する事にもなるので、此の点に少しふれておきたい。

現存部分の花園天皇の御代が書継ぎの下限でない事は、同天皇の御略歴に「文保二―二月廿六日讓位於皇太子尊治親王」とある事によつて知られ、又後醍醐天皇の御母藤原忠子を花園天皇の前后欄に「談天門院」と院号で記している事及び系線が花園天皇の末尾まで延びている事によつて知られる。即ち書継ぎは後醍醐天皇御即位の文保二年(一二三二)以後も行われているのである。では後醍醐天皇以後も更に書継いだと考えても良いかと云うと、そうでもない。何故ならば上掲の如く後醍醐天皇を「尊治親王」と御諱で記しているからである(一二三三九崩御)。

ところで上掲の表に示した後宇多・後伏見・花園三天皇の肩の「号―院」は本文とは書体・墨色が異なるが、この三者は同筆である。従つて最も崩年の新しい花園天皇の崩御(一二三八)後に、まとめて後人によつて書加えられたものである事がわかる。只、この三天皇中、後宇多天皇にのみ御略歴に「元享四―六月廿五日於大覚寺崩御号後宇多院」と云う本文と同筆の記事があるが、他の二天皇には崩御の記事はないから、書継ぎの最下限は次に崩年の古い後伏見天皇崩御の延元元年(一二三六)となろう。一方本文中に用いられている年号は後二条天皇の皇子邦良親王の「正中三年三月 日崩御」とあるものが最も新しいから、下限はこの正中三年(一二三六)⁽¹³⁾頃まで引上げ得るかも知れない。

以上の如く、書継ぎが何年まで行われたかを確定する事は困難であるが、大凡そ鎌倉時代末期までと云い得よう。而してこれが、本書の現在見る如き形になった年代でもある。

○東山本と流布本との比較(二)

この節に於ては、東山本と流布本との関係を考察し、両者の伝写系統上の位置を確定しておき度い。

両者を比較してその関係を考察する方法は種々あるが、最も簡便な方法として、流布本に闕脱・蠹食とある次の五箇条の各箇所が東山本で如何なつてゐるかを見る事にした。即ち

- (イ) 流布本に闕けてゐる五帝
- (ロ) 流布本に「旧本必有脱簡矣」と云う按文を附している箇所
- (ハ) 流布本に闕けてゐる安徳天皇の首部
- (ニ) 流布本に以下蠹と注している高倉天皇条の御事蹟の部分がそれである。

では早速両者の比較に移ろう。

- (イ) 流布本に闕失してゐる五帝

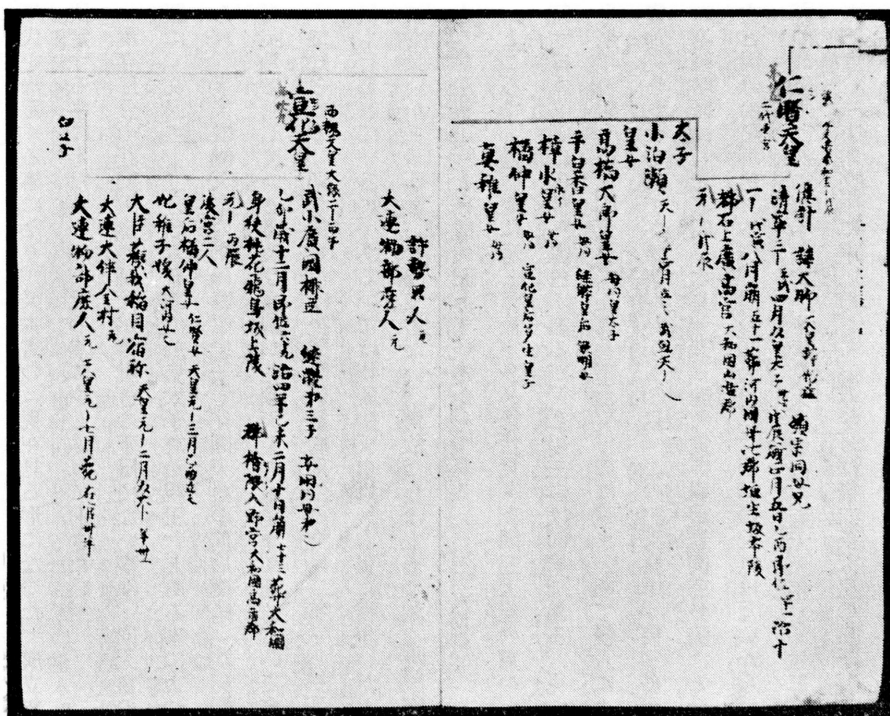
(a) 武烈・継体・安閑三天皇

東山本に於ても、この三天皇の記は闕失している。しかし注意すべきは、仁賢天皇の皇女の項「真稚皇女」で一紙を終り、次の一紙は

許勢男人元

大連物部庶人元

で始まり、⁽¹⁴⁾ 次いで宣化天皇に続いている事である(第四図)。



(b) 敏達・用明天皇

東山本でも矢張り闕失している。しかし欽明天皇条を以て一紙を終り、次の一紙は崇峻天皇条より始まつてゐる。

(口) 流布本に按文を附した箇所⁽¹⁵⁾

(a) 高倉天皇「大将」の欄

流布本に於ては、「大納言実定」と「平教盛」の間に

此間旧本必有脱簡矣。自大納言以下乃至参議。皆闕。且大将不完備与

藏人頭混雜焉。今按以下藏人頭也。蓋亦不全矣。

と云う按本があるが、東山本では、実定を以て一紙を終り、次の一紙は教盛より始まつてゐる(第五図)。

(b) 後鳥羽天皇「参議」の欄

流布本に於ては「藤定能」と「藤忠雅」の間に

此間旧本必有脱簡矣。参議不全備。又藏人頭闕焉。今按以下皆前官也と云う按文があるが、東山本では、一紙は定能で終り、次紙は忠雅から始まつてゐる。

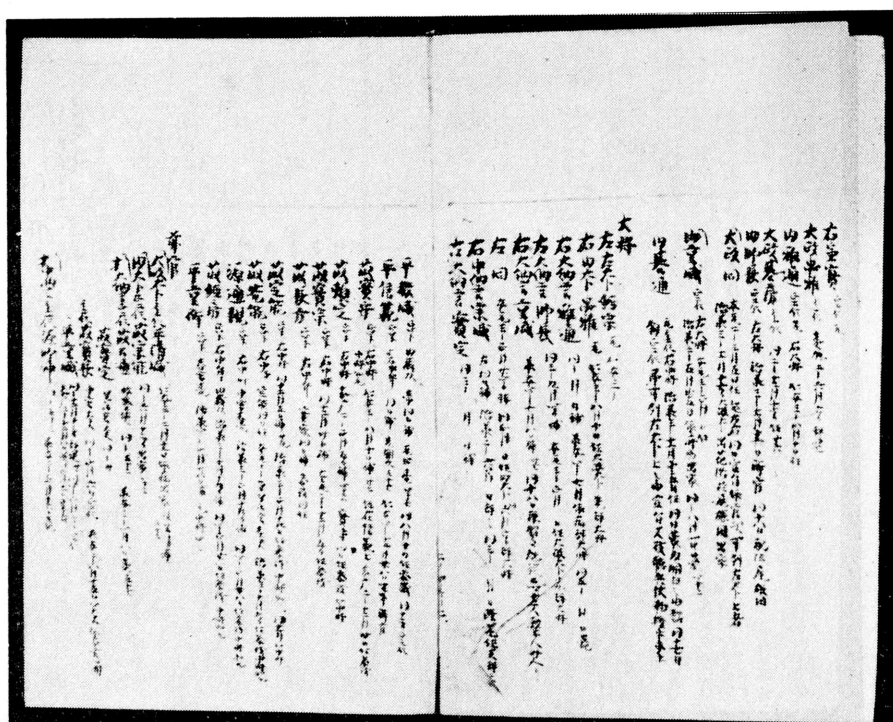
(c) 後堀河天皇「参議」の欄

流布本では、「藤頼資」と「藤家実」の間に

此間旧本必有脱簡。参議不全。及藏人頭闕。按以下前官也。而亦不完備。

と云う按文があるが、東山本では、頼資を以て一紙を終り、次紙は家実より始まつてゐる。

(d) 四条天皇「前后」及び「斎宮」の欄



流布本では「安喜門院有子」と「斎宮」の間に以下旧本闕

齋宮「昱子内親王」と「藤頼経」の間に

此間旧本必有脱簡矣。自摂政大臣乃至大将皆不備。今按自茲以下大納言也。而亦不完。

と、二箇所に按文があるが、東山本では、安喜門院を以て一紙を終り、次紙は頼経より始まつている⁽¹⁶⁾（第六図）。

(e) 同天皇「檢非違使別当」の欄

流布本では「藤公相」^(公基の誤か)と「藤実俊」の間に

此間旧本必有脱簡矣。別当不完備焉。参議藏人頭前官並闕。又別当非参議参錯而不分別之。今按以下皆非参議也。

と云う按文があるが、東山本では、公相を以て一紙を終り、次紙は実俊より始まつている（巻頭図版参照）。

(f) 花園天皇「大納言」の欄

流布本では、「平経親」の次に

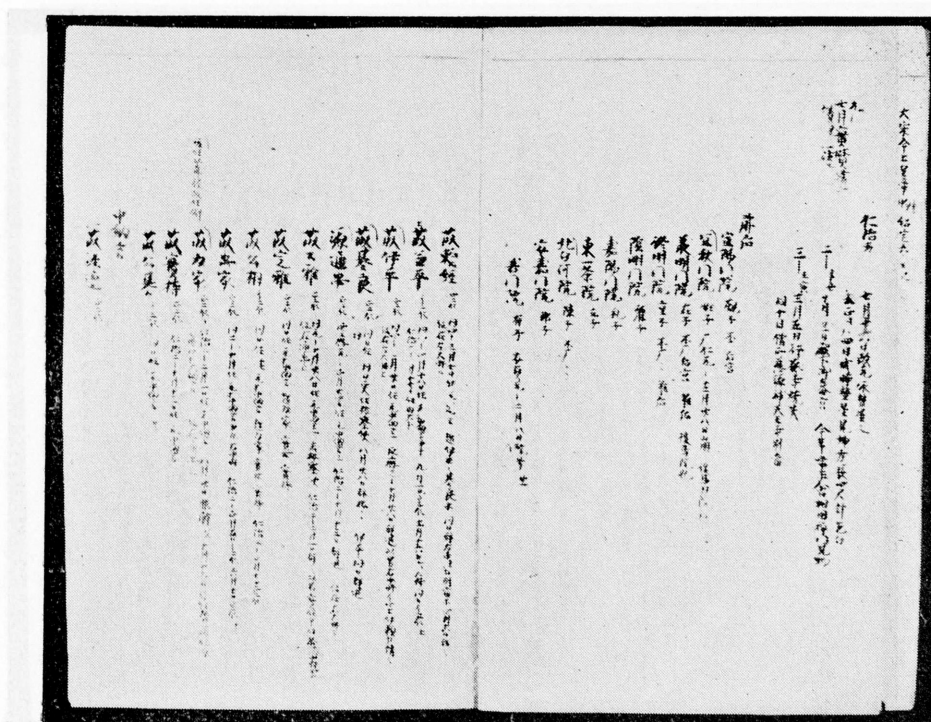
按旧本以下蓋有脱簡矣。大納言不亦全備。而自中納言至非参議悉闕。

皇子皇女系譜不亦全見。故今以大納言終焉。

とあるが、東山本では、第四冊の最終の一紙の最末尾に経親が書かれて

いる。

以上、(i)・(ロ)に亘り繁を厭わず列举してきたが、流布本に闕失のある⁽¹⁷⁾所の前後（按文のある所も闕失箇所であるから）は、東山本では全て紙端で終り、紙端から始まつている事がわかる。この事は、流布本（の源流となつた水戸本）が、東山本の系統である事——更に云えば東山本と



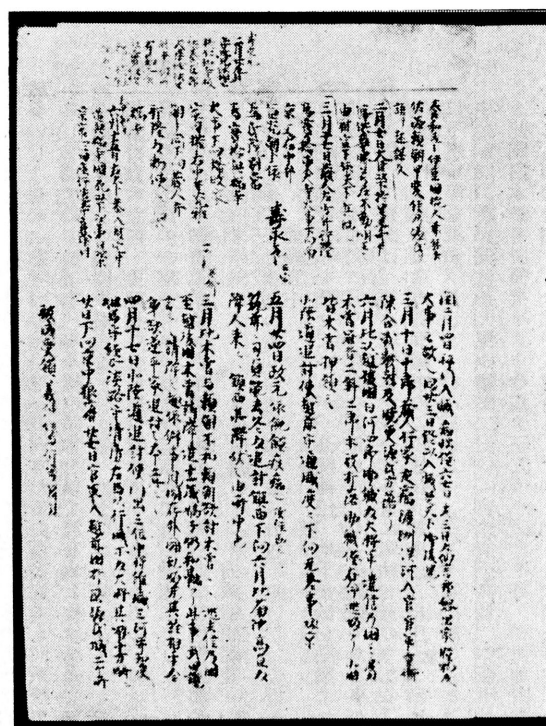
水戸本は親子関係にあるのではないかと云う事が想定される。この事は次の(ハ)・(ニ)によつても明かである。

(ハ) 安徳天皇条首部について

流布本では、目録に「旧本本紀首義和元年以上悉闕、今更補入」と記されている如く、「旧本」では之を闕いていた事がわかる。所が東山本を見ると正に其の首部を闕いているのである(第七図)。即ち東山本第三冊目(秋)は安徳天皇の御事蹟は、養和元年「閏二月四日禪門入滅」より始まつており、御略歴及び治承四年踐祚後約一年間の御事蹟を闕いている事になり、恐らく首部一葉が脱落したものであらう。兎も角これによつて、「旧本」とは東山本を指していると考えて誤あるまい。

更に(ハ)高倉天皇の御事蹟中、流布本に「以下蠲」と注している箇所とその前後を、東山本と対比して見ると次表の如くである。

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
東山本 〔安元〕二丙三月申 王五〇賀於法住寺殿有此事 (同カ) 馬湯同廿日還御 七月八日建春門院崩 卅五 同十七日 新院崩十三 六条 治承元丁酉 勸之 師高并父西光法師勸 八王子客人十〇〇 日吉神興	流布本 〔安元〕 二年丙申二月四日奉賀太上法皇五十算於法住寺殿有此事 四月露以下 五月露以下 六月露以下 七月八日建春門院崩年三十五、同十七日新院崩年十三 六条 治承元年丁酉八月四日改元依大極殿火災也〇〇勸之 三月露以下 師高並父西光法師勸日吉神興八王子客人十禪師	(1)	(2)	(3)	(4)



第七圖

しかしこの様に東山本が流布本の祖本であるからと云つて、両者が全く同一であるかと云うと、必ずしもそうではない。勿論誤写と思われるものは一々これを掲げないとしても、尚次の如き小異が存するのである。即ち、東山本に於て、御事蹟中には頭書になつてゐるものがあるが、流布本では、これをそれぞれ相当年次の処に収めてゐるし、又各項の見出し中で東山本が「齋王」「賀茂」とする所を、流布本で「齋宮」「齋院」とし、「別当」とある所を「檢非違使別当」としてゐる等である。更に記載順序では、流布本「上皇」「太子」は「御事蹟」と「後宮」の間に、「齋宮」「齋院」は「前後」と「摂政」の間にそれぞれ記されているが、東山本では、この四項は頭書になつてゐる。換言すれば、東山本では、御事蹟・後宮・前後・摂政……の順序になつてゐるのである。この様な相異点は他にもあるけれども、繁を避ける為と、本稿

(5) 按文とは、高倉天皇条大將の欄に
此間旧本必有脱簡矣……………今按……………
とあるものを指す。全部で八箇所あり。(イ)・(ロ)とも次節で詳述。

(6) ともに本文と同筆である。これが本文と同筆であるとする、本文は後述の如く鎌倉時代末期の筆と思われるから、一代要記と云う名称もその頃からあつた事になる。従つて先に掲げた季連宿禰記の伝える一代要記徳川光圀命名説及びそれに左祖せられた井上頼閑の説は誤りであつた事が知られる。

(7) この散佚した両巻の原表紙の中、第一巻のものと及び本文第一紙の写しと思われるものを見出したので、この機会に紹介しておき度い。その全文は

一代要記 自神代至醍醐

日本紀云
古天地未割陰陽不分渾沌如鷄子溟滓而含牙及其清陽者薄靡而為天重濁者滯而為地精妙之合博易重濁之凝竭難故天先成而地後定然後神聖主其中焉故曰開闢之初洲壤浮漂譬猶游魚之水上也于時天地之中生一物狀如鼉牙便化為神号国常立尊訓美尊等也下皆倣此

一書云可美鼉牙彦舅尊次国常立尊云々一書云天常立尊次可美鼉牙舅尊又云高天原所生神名曰天御中主尊次高產靈尊

陽神 アマハカリノ
国常立尊 天鏡尊 天万尊 沫蕩尊

陽神 国狭槌尊 一書云亦曰国狭立尊

陽神 豊斟淳尊

已上三代天地初開空中有如鼉角之物紀云乾通強化所以成此純角

陽神 泥土養尊又云泥土根陰神
沙土養尊又云沙土根

陽神 大戸之道尊 大戸間辺尊又云大戸摩彦一大戸摩姫一

とあるもので、この断簡写しは、内閣文庫所蔵本一代要記の中、架番号二二一・一二号（昌平坂学問所・大学蔵書・浅草文庫等の蔵書印あり）及び一〇〇三・一〇三号（神祇省文庫・教部省文庫・太政官文庫・図書局文庫・日本政府図書等の蔵書印あり）の、それぞれ巻首に収められている（それ以外は流布本と同じ）。

問題は、この断簡の信憑性であるが、その最初に「一代要記 自神代至醍醐」

とある事は、(1) 先ず本文に掲げた東山本の原表紙と思われるものと比較すると、巻次を示す「一」がないのみで形式が一致する事。(2) 所収内容を示す「自神代至醍醐」が、東山本第二冊の「自朱雀至高倉」に過不足なく接続する事、(3) 醍醐天皇迄を一巻に収めているのは東山本のみである事（流布本では第一冊は称徳天皇までで、醍醐天皇は第三冊。後に紹介する長沢本では第七冊に醍醐天皇あり）の三点から、この断簡を東山本第一冊の原表紙及び本文第一紙を書写したものと考えて誤あるまい。

若し此の推定が正しいとすれば、先に掲げた歴朝要記の編者の「上自神武天皇」が始まるとする説の誤りである事が知られる。恐らく、同書の編者の見たのも流布本系統の本で、それが前編である所から人皇第一代神武天皇より始まると推定したものではなからうか。

(8) 原則として、その御代の中に出家乃至薨去した人に附している。

(9) 史籍集覧本二四―五頁外約二十箇所。恐らく系線がなくとも統柄の判る部分は之を略し、統柄の錯綜して分り難い場合のみが残つたのであろう。

(10) 東山本の二つの記事と比較すると互に出入があるが、流布本の記事は兩者を合して一つにしたものである。

(11) この表のみでは、後一条天皇の御代に書継ぎがなかつた様に思われるが、後伏見天皇御略歴中に「同三年四月廿一日讓位於当今」とある。

(12) 談天門院の院号宣下は、女院次第、女院小伝等によれば、後醍醐天皇御即位直後の文保二年四月十二日である。因にその崩御は、翌元応元年十一月十五日である。

(13) なお、書継ぎに關聯して、先に掲げた後伏見―花園天皇間の御略歴、御事蹟及び撰関の欄の異筆を考慮に入れなければならないのかも知れないが、今の処、解釈がつかないので本文の如く考えておく。しかしこの異筆は「号―院」の異筆とは又異り、後者はその内容からも明かに後筆であるが、前者はその前後の關係からも後筆とは考えられない。従つて、本文の如く解しても論旨に影響はないものと思う。

(14) この二行は流布本にないものである。しかしその記載位置から考えて、安閑天皇条の大臣・大連である。従つて安閑天皇条を闕くと云う事は正し

くないが、流布本との対比の為、かく記すのである。

なお「大連物部庶人」とあるのは、不審であるが（書紀には「物部鹿火大連為大連並如故」）、東山本の通りに記しておく。

- (15) 註(5)で述べた如く、按文は八箇所あるが、後鳥羽天皇条の二つの中の一つは（史籍集覧本）「旧本参錯」を指摘したもので、脱簡を指摘したのではないから、本文に掲げない。参考の為にその比較の結果を示せば、東山本に於ても「藤基家」と「大中臣親隆」は一紙中に連続して書かれており、流布本と変化はない。

- (16) 斎宮の記載位置については後述参照。

- (17) なお現存部分の最初である允恭天皇も一紙の紙端から始まっている。

- (18) 東山本と流布本との比較により、流布本の「補入」は御事蹟中の初条「養和元年辛丑七月十四日改元依即位也」までである事がわかる。而るに本文に閏二月四日より始まるとして、「二月七日大臣以下……」より始まるとしなかつたのは、それが頭書になつてゐるからである。

この部分は頭書が多く、流布本と順序及び字句に多少の相異がある。詳しくは写真参照。

- (19) 東山本(2)の一行は流布本に見えないものであるが、百鍊抄安元二年三月九日条の

上皇建春門院御幸有馬温泉とあるものを指すと思われる。

なお(1)・(9)には字句に少異がある。又(5)には改元理由の記載があるが、これは後に他書によつて補つたのではなからうか。

(二) 長沢本について

○長沢本——塙本との関係——

ここに長沢本と称するのは、当部所蔵の一本（函架番号四〇三・一）で「宮内省御系譜課」「明治十八年改」「図書寮印」の各朱印のある二

十九冊本。その収める所は、景行天皇残欠より始まり花園天皇に至つており、その間応神・武烈・継体・安閑・敏達・用明の六天皇を闕いてゐる。而して第二十九冊の末尾に

右一代要記自安徳天皇至花園天皇

合五冊以塙次郎藏本令謄写畢

天保七丙申年九月廿八日

長沢伴雄

分以為廿九本

の奥書を存する。

当本が景行天皇残欠より始まると云う事で直ちに想起されるのが、井上頼圀が景行天皇の残欠より始まる本として「塙本」を挙げている事である。ところが上掲の奥書によれば、塙次郎（忠宝）藏本は安徳天皇以下の部分であつて、頼圀の云う所と矛盾する。史籍集覧の編者近藤瓶城は、この流布本に闕けた景行——反正天皇を収載するに当り

右普通本欠之今以井上頼圀翁所蔵本補之明治三十三年十一月

近藤瓶城

と注しているの、無窮会神習文庫に於て頼圀所蔵本を検した所、流布本に、この部分のみを補写したもので次の朱書があつた。

以上普通本ナシ明治十年十一月秘閣御本ヲ摸写シテ之ヲ補フ

井上頼圀（花押）

そこで更に内閣文庫所蔵本を調査した所、函架番号三二八八九号の二十九冊本があり、それは景行天皇残欠より始まつており、奥書も当部所蔵

の前掲のものと同一である事を知り得た。従つて恐らく井上頼圀の見た本は、此の内閣文庫本であらう。⁽³⁾ 若しこの推定が正しいとすれば、頼圀が、塙本は景行天皇より始まるとしたのは誤解である。私が本稿に於て「塙本」の称を避け「長沢本」と称する事にしたのは以上の理由からである。⁽⁴⁾

○東山本・流布本との関係

次に長沢本と東山本との関係であるが、允恭天皇以下の部分は、先掲五帝の記事を闕く事、花園天皇を以て終る事よりしても、長沢本は東山本系統の写本である事が知られよう。只、これを流布本と比較すると、例えば

- (イ) 系線が皇子女の部分の他に、第二十六冊(後宇多天皇)の全部、第二十七冊(伏見天皇)の巻首二葉及び第二十八冊(後伏見・後二条兩天皇)の大部分に用いられている事

- (ロ) 後深草天皇皇子女が後宇多天皇条の末尾に、後宇多・後二条兩天皇皇子女が後伏見天皇条の末尾に、後伏見天皇皇子女が伏見天皇条末尾にそれぞれ記されている事

- (ハ) 舒明天皇の帝号に並べて、「茅渟王」の記載のある事

- (ニ) 宣化天皇条の前に次の二行のある事⁽⁵⁾

許勢男人元

大連物部庶人元

等が異なる。而してこれ等は全て東山本に等しい(但し高倉天皇皇子女の

記載は同天皇条及び安徳天皇条にも見えない)。以上はその一端を示したに過ぎないが、これによつても長沢本の方が、流布本よりも東山本を忠実に書写している事がわかる。⁽⁶⁾

○東山本との比較

従つて、長沢本と東山本との相異点で一番大きなのは、景行——反正の部分で東山本より多い事である。しかし長沢本を詳細に検討すると、まだ東山本より多い所が数箇所ある事がわかつたので、次にを紹介し度い。

その箇所と云うのは、前章で東山本と流布本とを比較した中の(ロ)流布本に「旧本必有脱簡矣」と云う按文を附している箇所の(d)・(e)・(f)の三箇所である。先ず

- (d) 四条天皇「前后」の欄

安喜門院の後約二行の空白を置いて、先づ鷹司院・藻壁門院・明義門院・式乾門院・女御藤彦子の五方を記し(この中式乾門院までが前後で、彦子は後宮である)、次いで摂政の欄に教実・道家・兼経を、大臣の欄に教実以下兼平に至る十七名を(但し重複あり)、大将の欄に兼経より実有に至る八名を記し、藤頼経に連続している。この鷹司院以下実有に至る間のものは、東山本・流布本共に闕いているものである。而して若しこれが女院小伝や摂関補任次第・公卿補任等で補つたものであるならば、大納言として頼経より前に源定道以下十四・五人をも補つて然るべきである。それを補っていないのは、底本の通りに写している事を

示すものと考えられる。

(e) 同天皇「検非違使別当」の欄

藤公相（実は公基）の後に、藤頼経以下頭親に至る別当六名及び参議の欄伊平以下良教に至る三十七名と藏人頭の欄平有親以下資季に至る九名があり、藤頼経の行頭に

頼経以下貞享乙丑得残篇於鎌倉而補之

と云う書入れがある（巻頭図版参照）。

しかし長沢本の補入はこれのみに止まらない。即ち、前記「藤資季」の後約十分の余白において、藤親季以下九名の藏人頭及び太政大臣従一位家実以下権大納言正二位高実に至る前官四十一名が記されており、約十分の余白の後、流布本の藤実俊に続いている。而して家実の行頭に

藤親季以下并前官四十一人本紙一葉元祿六癸酉出鎌倉以補之

と云う書入れがある。

(f) 花園天皇「大納言」の欄

平経親の後、約一枚半の余白において、藤実忠以下藤嗣雄に至る六十五人が記されている。これ等は内容から考えて恐らく非参議であろう。

以上の考察によつて、長沢本には東山本・流布本にない記事の存する事が明かになったが、次にその部分と東山本との関係について考察したいと思う。考察を行うに先立ち、叙述の都合上、次の様に各断片に名を附しておきたい。

④ 景行——仲哀

⑤ 仁徳——反正

⑥ 四条天皇前后——大將

⑦ 同天皇検非違使——藏人頭（貞享二年補入の頭書あるもの）

⑧ 同天皇条藏人頭——前官（元祿六年補入の頭書あるもの）

⑨ 花園天皇非参議

所で問題なのは、この④—⑨に至る断片の長沢本に於ける頁数に一定の法則があるのではないかと思われる点である。即ち

④ 10 頁 ⑤ 9 頁 ⑥ 8 頁

⑦ 16 頁強 ⑧ 10 頁強 ⑨ 8 頁弱

である。この中⑦を除く五箇所は八—十頁であり、⑧も八頁の倍数と考えれば、全て八—十頁、即ち紙数にして四・五枚と云う事になる。次に一番追補の多い四条天皇条の現存部分に就いて、東山本と長沢本の頁数を比較すると次の如くなる。

（比較箇所）

（東山本）

（長沢本）

大納言——中納言 二頁（一紙）

藤頼経——藤基保 二頁（一紙）

中納言——別当 二頁（〃）

藤実世——藤公相 二頁（〃）

前官——同 二頁（〃）

藤実俊——源有資 二頁（〃）

前官——同 八頁

藤言家——藤冬忠 五分之四頁

前官——同 三頁

この比較によつて明かな様に、東山本と長沢本の比は二対八乃至二対

九、即ち長沢本は東山本表裏一枚を四枚乃至四枚半に写している事がわかる。⁽⁹⁾これを先に掲げた長沢本に於ける増補分と比較すると、略々一致する事が知られるのである。この事は偶然の一致とは思われない。特に⁽¹⁰⁾には「本紙一葉」を得て補つたとある事、⁽⁴⁾⁽⁸⁾には東山本と同様の系線のある事及び他にも第一章註⁽⁷⁾に紹介した様な東山本の断簡写の存する事を考え合せると、これ等の断簡は東山本の断簡写ではないかと思うのである。

(註)

- (1) 函架番号二〇九四・「井上図藏」「井上氏」「無窮会補習文庫」の印がある。
- (2) 「紀伊国徳川氏図書記」の印あり。この本は第一―第十六冊までは濃縹の表紙、第十七冊以降は薄縹の紋表紙である。而して第十七冊は安徳天皇条より始まっているが、この事は前掲の長沢伴雄の奥書に「自安徳天皇至花園天皇」るまでを塙本によつて謄写した旨記しているのと、何等かの関係があると思われる。
- (3) 詳細は略するが、種々の事情を勘案すると、当部所蔵本は内閣文庫本の転写本ではなからうか。
- (4) 塙本に就いては、存否・所在等について知る所がない。しかし内容上からは同系統と認められるので、本稿に於ては「長沢本」と称して大訛ないものと思う。
- (5) 従つて、東山本と同様、正確には安閑天皇条を闕くとは云えない。前節註⁽¹²⁾参照。
- (6) 但し斎宮・斎院を頭書にしない等の少異も存する。
- (7) 藏人頭であるとは書いてないが、前官の前に書かれている事や、職事補任との対照により、藏人頭である事は間違ない。しかも職事補任によれば、上述の追補の末尾「資季」と、この追補の最初の「親季」との間に欠

脱のない事が知られる。

- (8) ⁽⁹⁾はやや多いが、頭書に「本紙一葉」とあるから、本文の様に解しても誤あるまい。

(9) 比較箇所を本文の如く限定し、御事蹟の部分を除いたのは、長沢本の書写形式が、御事蹟には余白を多くとつており、一頁に一項しか記してない所もあつて、比較に適當でないのに反し、官職部は連続書写しているからである。

(三) 金沢文庫本について

先に掲げた一条兼輝の奥書及び季連宿禰記の記載によれば、金沢文庫本中に一代要記のあつた事が知られる。しかし現存写本中に金沢文庫本^(以下「金沢本」)であると云う徴証——例えば文庫印の押捺——のある本は、管見の限りでは見当らず、又関靖氏の「金沢文庫の研究」中にも本書について何等触れる処がない。仍つて本章では、この点について考察したいと思う。

○金沢本と東山本の関係

今迄に考察を加えて来た東山本・長沢本及び流布本の中、金沢本と関係がある事の知られるのは、流布本（の源である水戸本）のみである（金沢本↑水戸本）。しかし第一章で詳述した如く、その水戸本の祖本と思われるのが東山本であるから（東山本↑水戸本）、東山本と金沢本との間にも何等かの関係が存する事となる。その関係を更に立入つて考えてみると

①金沢本↓東山本

②東山本↓金沢本

③東山本||金沢本

の三つの場合が考えられる。この中、少くとも①は東山本が金沢本の忠実な写本であると考えなければ成立しないが、書継ぎや落丁・系線等を考え合せると成立しないだろう。従つて②と③の何れかと云う事になるが、前章で紹介した長沢本特有の部分——東山本の落丁部分に相当する——の中、①と③には何れも「鎌倉」に於て得たと云う頭書のある事⁽²⁾及び水戸本の「旧本必有脱簡矣」とある「旧本」が東山本を指している事を考慮に入れば、②の方が可能性があるのではなからうか。

斯く考えた場合、東山本には金沢文庫旧蔵であつたと云う徴証——特に文庫印——のない事に疑問が生ずる。しかし関靖氏の明かにされた所によると、金沢文庫印は「図書を貸出した時に、他と混同したり、紛出したりすることを防ぐために使用したもの」で、その必要のないものは無印であり、それが庫外に流出すると金沢文庫本である事が不明となる。即ち「今庫外にあるものの中には、金沢文庫本又は称名寺本でありながら、金沢文庫本又は称名寺本として取扱われていないもの⁽³⁾」がかなり多数にあ⁽³⁾らうと述べて居られる。従つて必ずしも文庫印のない事を以て、東山本が金沢文庫本でないと断定する事も出来ない。

○水戸家に於ける金沢本書写の時期

前節に於て、水戸本の底本になつた金沢本とは、現存の東山本ではな

からうかと考えたのであるが、この様に考えた場合、水戸家が金沢本一代要記を書写する機会の有無について触れておかなければならぬ。即ち兼輝の奥書によつて、その書写は少くとも延宝九年（一六八一）以前である事は明かであるが、現在知られている水戸家の金沢文庫本の書写年次は、大部分が貞享二年（一六八五）だからである⁽⁴⁾。

徳川実紀延宝八年四月廿九日条に⁽⁵⁾

水戸宰相光圀卿より一代要記并にみづから編纂せられし公卿補任補闕・扶桑拾葉集を献ぜらる

と云う記載がある⁽⁶⁾。この記事によつて光圀の一代要記に対する態度が知られると共に、水戸家の一代要記入手の時期の下限が更に一年繰上げられる。而して、同時に献上した公卿補任補闕の検討によつて更にそれを繰上げ得る。即ち同書的光圀自身の跋語中に「今幸得一代要記」とあり、その年紀は「延宝己未中元之後日」となつて⁽⁷⁾いる。光圀は「今」と書いているが、「補闕」作製の期間及びその基になつた一代要記そのものに対する検討の期間を計算に入れなければならないから、水戸家に於ける一代要記を入手した時期は、光圀の跋語の年紀である延宝七年以前とならう。

抑々光圀が「鎌倉」方面に注目するに至つたのは、延宝二年の事であるらしい。即ち新編鎌倉志の力石忠一の序の最初に⁽⁸⁾

延宝甲寅夏我水戸相公至⁽⁹⁾自常陽路過鎌倉⁽¹⁰⁾歴覽名勝⁽¹¹⁾令⁽¹²⁾吉常⁽¹³⁾記⁽¹⁴⁾所⁽¹⁵⁾見聞⁽¹⁶⁾焉

とあり、これが発端となつて

〔延宝四年〕
丙辰秋特遣^二河井友水^一如^中鎌倉古祠旧寺以迨^二里巷荒村芻蕘之言^一質問載^レ之且搜^二索鐘銘碑文^一〔中略〕然友水不幸未^レ終其功而歿今焉忠一尋承^二嚴命^一而抵^二鎌倉^一問^レ彼質^レ此酌^レ古量^レ今〔中略〕每^レ得^二古記斷簡片言隻字^一靡^レ弗^二採挹^一〔中略〕

于時貞享甲子姑洗既望

力石忠一謹序

とある如く、河井友水及び其の死後は力石忠一を鎌倉に特派して史料を集めさせている。その末に出来たのが「新編鎌倉志」と云う地誌であるが、その「凡例」に

一、金沢者武州六浦莊而非^二相州鎌倉郡^一然昔時平実時顯時等居此以降実如^二一郷^一且地理相接景勝秀美〔下略〕

とある如く、金沢をもそれに含めている。而して忠一は「每^レ得^二古記斷簡片言隻字^一」と述べて居るが、事実、延宝八年には日本書紀神代巻を鎌倉鶴岡供僧莊嚴院に得て書写しているから、金沢辺の史料調査も行つたと考えられる。友水の死亡年時については知らないが、彼とて恐らく忠一と同様に「古記斷簡」に注意した事であろう。

以上の事から一代要記も友水乃至忠一の手で書写されたものではなからうか。若し此の推定が正しければ、水戸家に於て一代要記を入手したのは、延宝四年の河井友水特派から公卿補任補闕の成つた延宝七年の間と云う事にならう。^(註)

(註)

- (1) 元祿八年八月八日条「一代要記者自金沢宝蔵所^レ出」
- (2) 次節に引用する「新編鎌倉志凡例」にもある如く、金沢は本来鎌倉の中ではないが、「実如^二一郷^一且地理相接」している。従つて斷簡が鎌倉に存した事は、本書が金沢に存したと考えても、それ程不当ではあるまい。
- (3) 関靖「金沢文庫の研究」五二七―八頁。
- (4) 関氏前掲書三二八―三三一頁及び三九三―三五頁。
- (5) 新訂増補国史大系「徳川実紀」
- (6) この三本が紅葉山文庫に納められていた事は、例へば「右文故事」(近藤正斎全集卷二ノ二七六頁) 参照。但し、現在この本が何処にあるかを知らない。
- (7) 新訂増補国史大系「公卿補任」(一)一七九頁参照。
- (8) 第一章の「流布本」の項で述べた如く、(イ)十卷に分つた事以下の四ヶ条は、この間に行われたものであらう。特に按文が全て官職部にある事は、公卿補任補闕の作製と関係があるのではなからうか。又流布本と東山本とを比較して得た内容上の種々の差異は、この検討の結果によるのではない。例へば、系縁はなくとも御統柄は御略歴に記載されているからわかるし、茅淳王や許勢男人・物部庶人を省いたのも、あればかえつて見る者に疑問を懐かせるとして削除したとも考えられる。

- (9) 貞享二年版本。
- (10) 新訂増補国史大系「日本書紀」(上)一〇七頁参照。
- (11) 本章で述べた事は、彰考館の記録等を調査すれば確たる史料があるのかも知れないが、現在その余裕がないので本文の如く考えておく。御示教を戴ければ幸である。

結 び

以上要するに、東山本が即ち金沢本ではなからうかと考え、その転写本には水戸本系統のものと、長沢本系統のものと二種ある事、長沢本に

は、東山本の断簡を得て補写した部分があつて貴重である事等について述べ、その間、一代要記は神代より始まる事を、昌平坂本の補写を得て明かにし、又書名の光圀命名説の誤りである事を述べた。その他に本稿を草している間に気の附いた点を一・二述べておきたい。

現在の東山本には落丁が多く、その一部は長沢本中に追補されている事は上述の通りであるが、まだ落丁は多い。従つて将来その発見される可能性はある。その一つは高松宮家御所蔵本の中に「一代要記断簡六葉」が存すると仄聞している事である。「六葉」と云う語感の中に、東山本の断簡ではないかと思わせるものがある。

又東山本には系線があり、一大皇室系図の観を呈しているとのべたが、この系図と云う事で想い至る事がある。それは平田俊春氏が「扶桑略記の研究」⁽¹⁾の結論として、「扶桑略記はまず帝王系図の類を根本とし、これに和漢年代記を書入れ、それに六国史その他の記事を書入れて編纂されたもので、「この帝王系図は単なる系図ではなく」「年代記的なもの」であり、又「一種の補任の記事」の存した事を明かにしておられる。従つて「帝王系図」と云われるものは、系図^{フラスコ}十年代記+補任記事と云う事になる。これは一代要記の記載内容とよく一致し、特にその「系図」と云われる所以が、東山本の系線の存在によつて、具体的に知られるのである。⁽²⁾

なお、本稿を草するに際し東山本を再調査する機会がなかつたため、先年調査した際の私のメモと、その際作製したマイクロ・フィルム及び

影写本に拠つて草した。従つて思わざる訛誤を犯しているやも計り難い。この点は将来を期し、今回は何卒御諒承戴きたい。

(三四・一一・一二)

(註)

- (1) 「立正大学文学部論叢」第五号
(2) この事が直ちに、本朝書籍目録に見える「帝王系図」或いは諸書に引用されている「帝王系図」乃至「帝皇系図」(詳しくは和田英松「国書逸文」参照)を指すものでない事は勿論である。しかし平田氏も「数種の帝王系図」を予想して居られる。

〔参考〕 東山御文庫本の外、現在迄に私の直接見た諸本を左に列挙しておく。

(I)

- 長沢本系統
(1) 内閣文庫(三二八八九) (所蔵者) (冊数) 二十九冊
(2) 当 部(四〇三・一) 二十九冊
以上二部は本文第二章参照。

(II)

- 水戸本系統
(1) 一条兼輝の奥書あるもの
(3) 無窮会神習文庫(二〇九四) 十冊
本文第二章参照。
(4) 内閣文庫(三二一一二) 十冊
(5) 同 右(一〇〇三二) 十冊
以上二部は第一章註(7)参照。
(6) 当 部(谷・四四八) 十冊
「東坊城蔵書記」等の印あり。
(7) 同 右(二一七・三九一) 十冊

「藤波家藏書」印あり。

(14) 葉室頼重の奥書あるもの

(8) 同 右(葉・一一八〇) 五冊

「葉室庫」「頼重」印あり。

二集宛を一冊に合せたもの、各々集尾に元祿十六年より宝永元年に至る頼重の書写奥書あり。

(例) 甲集

元祿十六年十一月一日

権中納言藤頼重

(9) 無奥書

上野図書館(一九七・五二) 三十二冊

「土御門藏書」「西莊文庫」「榊原家藏」「故榊原芳楚納本」等の印あり。

(10) 同 右(一二三・一二九) 十五冊

「寧楽文庫」「堀氏文庫」「明治八年文部省交附」等の印あり。
甲―癸集を上下に分つたもの。現在は三・六・九・十・十一の五冊を欠く。

(11) 国学院大学図書館(五・九〇) 十冊

「静機文庫」「皇典講究所圖書之印」の印あり。

(12) 内閣文庫(一一五二〇四) 十冊

「芋芋苑文庫」「浅草文庫」「書籍館印」の印あり。

(13) 同 右(三二七四二) 八冊

「布治波良乃毛等哀宇多岐爾乎佐半留布美良乃之留思」「秘閣圖書之章」印あり。

但しこれは壬・癸両冊を欠くから、正確には奥書の有無はわからない。

(14) 当 部(五〇六・六) 十冊

用紙・装幀等はここに挙げた中でも一番立派であるが、旧蔵者を知

る手掛はない。

(15) 同 右(五五三・二) 三十冊

各集を二―四冊に分つ。

各冊の表紙右下に「水野本」の註記がある。

(16) 同 右(柳・三八) 十冊

「柳原庫」印あり。

(17) 同 右(三五〇・一七七) 十冊

「鷹司藏書記」印あり。

(18) 同 右(三五〇・二二三) 十冊

「鷹司城南館圖書」印あり。

(19) 同 右(三五一・一五四) 十冊

「白河文庫」「桑名文庫」「文教館圖書印」「靖斎圖書」印あり。

(20) 同 右(二五〇・一三六) 十冊

「三江市書籍」「宮内省御陵墓課」等の印あり。又第一章註(3)参照

(二) 零本

(21) 内閣文庫(三二八九〇) 二冊

「紀伊徳川氏圖書記」「秘閣圖書之章」印あり。

甲集を上下二冊に分つたもの。

(奥書)

右一代要記零本甲乙二冊以屋代弘賢藏本令謄写畢

天保七_{甲午}年十月七日 長沢伴雄

(22) 同 右(五三二五六) 三冊

「小川坊城庫」「俊清」印あり。

甲乙丙の三集

(23) 当 部(四〇三・二) 二冊

内閣文庫藏本(三二八九〇)の転写本。

(24) 同 右(四〇三・三) 四冊

甲乙丙丁の四集

(甲集第一紙註書)

天和元年辛酉冬月新写 一代要記卷一 初一